

ライブハウスでのライブイベント実施の可否について（10月1日～10月24日）

飲食店許可なし		飲食店許可あり							
<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼（生活必需物資を除く。） ●従業員に対する検査の勧奨等の取組の実施を要請（法第24条第9項） ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請（法第24条第9項） ●利用者による施設内への酒類持込を認めないことを要請（法第24条第9項） ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項） 		<ul style="list-style-type: none"> ●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗（認証店） <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項） ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とすることを要請（法第24条第9項） ・11時から20時までの間、酒類提供・持込を可とする ●上記点検済証交付を受けていない又は掲示していない店舗（非認証店） <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） ・酒類提供・持込の自粛を要請（法第24条第9項） ●飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合、カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項） ●飲食を主として業とする店舗以外において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項） ●従業員に対する検査の勧奨等の取組の実施を要請（法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項） 							
無観客 ※1	有観客 ※2	認証店		非認証店					
		無観客 ※1	有観客 ※2	無観客 ※1	有観客 ※2				
○ (時間制限なし)	○ (～21時)	○ (時間制限なし)	○ (～21時)	○ (時間制限なし)	<table border="1"> <tr> <td>飲食提供あり ※3</td> <td>飲食提供なし</td> </tr> <tr> <td>○ (～20時)</td> <td>○ (～21時) ※4</td> </tr> </table>	飲食提供あり ※3	飲食提供なし	○ (～20時)	○ (～21時) ※4
飲食提供あり ※3	飲食提供なし								
○ (～20時)	○ (～21時) ※4								

※1 イベント主催者、出演者等（バンド等）、施設関連業務従事者や、配信等に必要演奏・撮影・運営等に関わる人を幅広く解釈し、実質的な有観客でのイベント開催を行うことは認められない点に留意すること。また、これらの者への酒類・食べ物の提供、販売、酒類の持込については、飲食店等に対する要請の内容を踏まえて実施すること。

※2 イベント主催者に対する要請内容は、別紙のとおり

※3 20時までに飲食の提供を終了したとしても、継続して21時まで有観客イベント、有観客使用を実施することはできない。

※4 21時までイベント、営業を実施するためには、①一切飲食提供を行わないか、②20時までに飲食利用者を一度退場させ、改めて観客を入場させたうえで、飲食を提供せずに実施することが必要

イベントの開催制限（※令和3年10月30日（土）24時まで）

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催を要請**（法第24条第9項）

	施設の収容定員（※1）			
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超～20,000人以下	20,000人超
大声なし（※2）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可	10,000人まで可
大声あり（※2）	収容定員の半分まで可			10,000人まで可

（大声なし）クラシック音楽、演劇等 （大声あり）ロックコンサート、スポーツイベント等

※1 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m）を確保できることが必要

※2 大声なし、大声ありの判断は、実態に照らして個別具体的に判断

- 営業時間の短縮（5時～21時）について、協力を依頼
- 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底について、協力を依頼
- 接触確認アプリ等の利用奨励を要請（法第24条第9項）